

図表4-2-1 平成19年度母子寡婦福祉資金貸付金の概要

(平成19年4月1日以降適用)

資金の種類	貸付対象等	貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期限	利率
事業開始資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	事業(例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子福祉団体については政令で定める事業)を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金 2,830,000円 団体 4,260,000円 (注)複数の母子家庭の母等が共同して起業する場合の限度額は団体貸付の限度額を適用できるものとする。		1年	7年以内	無利子
事業継続資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業(母子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金 1,420,000円 団体 1,420,000円		6か月	7年以内	無利子
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に 必要な資金 ※私立の限度額を例示、()内の数値は、一般分限度額 高校、専修学校(高等課程) (30,000) (自宅) 月額 45,000円 (35,000) (自宅外) 月額 52,500円 大学、高等専門学校、専修学校(専門課程) (54,000) (自宅) 月額 81,000円 (64,000) (自宅外) 月額 96,000円 専修学校(一般課程) (29,000) 月額 43,500円 (注)高等学校、高等専門学校及び専修学校に就学する児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額	就学期間中	当該学校卒業後 6か月	20年以内 専修学校(一般課程) 5年以内	無利子
技能習得資金	母子家庭の母	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(例:訪問介護員(ホームヘルパー)、ワープロ、パソコン、栄養士等)	【一般】 月額 50,000円 【特別】 一括 600,000円(12か月相当) 運転免許 460,000円	知識技能を習得する期間中3年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	10年以内 無利子
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識技術を習得するために必要な資金 (注)修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額	月額 50,000円 特別 460,000円	知識技能を習得する期間中3年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	6年以内 無利子
就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父母のない児童 寡婦	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	【一般】 100,000円 【特別】 320,000円		1年	6年以内 無利子